

石川県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2次）概要

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

- ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的に、平成30年7月に「ギャンブル等依存症対策基本法」が成立、同年10月に施行された。
- ギャンブル等依存症対策に関する動向や本県の現状を踏まえ、本県におけるギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進する。
- 令和6年能登半島地震の影響を踏まえた対応、その他必要な事項については、計画の中間年に計画の見直しを行う。

2 計画の位置づけ

ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項に基づく都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画

3 計画の期間

令和6年度～令和11年度までの6年間

第2章 石川県のギャンブル等依存症をめぐる状況

- 石川県内の公営競技場は、金沢競馬場、ミニポートピア津幡（場外販売場）の2か所であり、金沢競馬場の入場人員は平成28年度以降はコロナ禍を除き微減傾向で推移しているが、売得金はインターネット投票による参加者が増加したことにより、近年は増加傾向にある。
- 石川県内のぱちんこ店舗及び遊技台数は、緩やかに減少傾向である。
- 石川県内でギャンブル等依存症が疑われる人は、過去1年以内のギャンブル等の経験等から約7千人（成人の0.8%）と推計されるが、ギャンブル依存症における外来患者数は35人程度で推移している。
- 石川県におけるギャンブル等依存症に関する相談件数は、近年は横ばい傾向にあり、令和5年度は149件となっている。

第3章 計画の基本的な考え方

基本理念

- (1)ギャンブル等依存症の発症予防、治療及び回復支援の各段階に応じた適切な対策を講じる。
- (2)ギャンブル等依存症である本人や家族の生きづらさを理解し、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう総合的な支援を行う。
- (3)アルコール・薬物等依存症に関する施策や多重債務、貧困、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携を図る。

第4章 重点目標

- (1)ギャンブル等依存症の正しい知識の普及啓発を積極的に行い、県民のギャンブル等依存症への関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の発症を予防します。
- (2)ギャンブル等依存症である者とその家族が、日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、専門医療機関や相談機関等の充実を図るとともに、相談から治療、回復支援に至るまでの切れ目のない支援体制を整備します。
- (3)行政、医療、福祉及び司法等の関係機関や当事者団体、関係事業者等が相互理解を深め、包括的な連携協力体制を構築し、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進します。

第5章 施策体系 / 第6章 具体的な取組

基本方針

1 ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及

具体的な取組

- (1) 依存症の理解を深めるための普及啓発
- (2) 青少年等に対する予防教育

2 必要な支援につなげる相談支援体制づくり

- (1) 依存症の本人及び家族等への相談支援体制の充実・強化
・災害や感染症流行時における相談支援の強化
- (2) 多機関の連携・協力による総合的な相談支援体制の構築

3 医療の質の向上と医療体制の強化

- (1) 依存症専門医療機関等における医療提供体制の強化
- (2) 依存症の治療が可能な医療機関の充実

4 回復支援の充実

- (1) 自助グループ等との連携推進
- (2) 社会復帰支援の充実

5 依存症関係機関による連携体制の構築

- (1) 予防から相談、治療、回復までの切れ目のない相談支援体制の強化
・精神障害にも対応した地域包括ケアの推進
- (2) 人材の育成

第7章 推進体制等

- 行政、医療、福祉及び司法等の関係機関や当事者団体、関係事業者等からなる推進会議において、本計画の取組の成果と課題を検証し、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進に向けて検討する。
- 国の基本計画の動向及び推進会議における議論を踏まえ、必要な協議や計画の達成状況の評価等を実施する。